

サイト内検索

- くらし・環境
- 防災・防犯
- 健康・福祉・子ども
- スポーツ・教育・文化
- 観光・産業・しごと
- まちづくり
- 県政・お知らせ情報
- 組織・業務

現在位置：[トップページ](#) > [まちづくり](#) > [すまい](#) > [開発許可](#) > [開発審査会提案基準](#) > 5-4-33 提案基準30
 担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [県土整備部](#) > [建築開発課](#) > [開発審査班](#)

- いいね! シェアする ツイート

開発許可

[e-すまい三重「開発」トップページ](#)

[開発許可制度事務ハンドブック](#)

[申請書ダウンロード\(手続き\)](#)

[宅地等開発事業に関する技術マニュアル](#)

[洪水調整池等技術基準](#)

[擁壁](#)

[許可制度の解説](#)

[用語の定義](#)

[開発許可の手続き](#)

[都市計画法の解説](#)

[通知・通達](#)

[市街化調整区域関係](#)

[開発審査会提案基準](#)

[開発審査会の開催状況](#)

[宅地開発条例](#)

[優良宅地・優良住宅認定](#)

[宅地防災](#)

[近年の動き](#)



ゆとりある住まいづくりのために…

5-4-33 提案基準30（鈴鹿市内に限り適用）

平成24年3月19日 第190回三重県開発審査会承認

鈴鹿市の指定既存集落における「世帯の独立のための住宅」の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、都市計画法（以下「法」という。）第34条第14号及び法施行令第36条第1項第3号木の規定に基づき鈴鹿市の市街化調整区域における指定既存集落において建築することがやむを得ないと認められる「世帯の独立のための住宅」の取扱いを定めるものとする。

(開発許可等を受けようとする者)

第2 開発許可等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請をしようとする日において、20年以上にわたり、当該指定既存集落に生活の本拠を有する世帯(以下「20年間定住世帯」という。)の構成員又はその直系であること。
 なお、収用対象事業による建築物の移転等の事業により、当該指定既存集落に生活の本拠を有することとなった者の世帯構成員又はその直系も対象とする。
 ※ 要件を満たすものの配偶者（予定も含む）は本人との連名により扱うこととする。

(市街化調整区域に建築する必要性)

第3 申請者は、次に掲げる各号に該当するものであること。
 一 申請者及び独立後の世帯構成員が当該都市計画の市街化区域に宅地等を保有していないこと。ただし、建築基準法第48条各項本文により建築できない用途地域の土地については、宅地等を保有していないものとみなす。
 二 結婚その他社会通念に照らし独立して世帯を構成する事情が存すること。

(予定建築物の用途)

第4 予定建築物の用途は、申請者の居住の用に供する専用住宅であること。

(予定建築物の敷地規模等)

第5 予定建築物の敷地及び建築物の規模は次のとおりとする。
 一 予定建築物の敷地は、500m²以内とする。
 二 予定建築物の高さは、10m以下とする。
 三 建ぺい率は10分の6以下、容積率は10分の10以下とする。
 2 予定建築物の形態は、周囲の建築物と調和のとれたものであること。

(申請地)

第6 申請地は、生活の本拠のある指定既存集落内であり、かつ現況及び相当の期間内に実施が見込まれる土地利用に支障を及ぼさない場所であること。
 ※ 指定既存集落内とは、別図の指定既存集落を示す仮置き線の内側に申請地が存することをいう。
 なお、申請地が上記の仮置き線の辺縁部に存する場合は、申請地を

e-すまい三重

含め既存集落の戸数密度が3haの円又は矩形定規を用い、その定規内に30戸の建物が存すれば指定既存集落内とみなす。

※ 戸とは、床面積がおおむね30m²以上の建築物の棟を単位とする。

※ 矩形定規の最大長辺は600mとする。

- 2 申請地は、指定既存集落に存する公共施設（道路（建築基準法第42条にいう道路）、排水路等）の利用が可能な場所であること。
- 3 申請地は、原則として申請者が所有権等を取得できること。
- 4 申請地は、農用地区域等積極的に保全すべき区域を除いた区域であること。

(添付書類)

第7 法第30条に定める図書以外に次の図書を添付すること。

- 一 世帯の独立のための住宅の建築が必要な理由書（現在の住宅の間取り図、住宅の賃貸契約書の写等）
- 二 申請者の要件を示す図書（住民票、戸籍謄本等）
- 三 市街化調整区域への建築の必要性
- 四 予定建築物の平面図、立面図
- 五 その他上記第2から第6までの要件を確認するために必要な図書

(附則)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、鈴鹿市に限り適用する。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 県土整備部 建築開発課 開発審査班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-3087 ファクス番号：059-224-3147 メールアドレス：kenchiku@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください


- | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていませんか？ | <input type="radio"/> 充分だった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？ | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった |

送信する

ページID：000036177

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)

 **三重県庁** 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：059-224-3070 法人番号5000020240001 [県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.